



家族で 地域で
みんなで見守り

高齢者の特殊詐欺被害防止！消費者被害防止！



●高齢者被害の兆候チェックリスト● こんなことがあつたら…要注意！！

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 物をごそごそと探す | <input type="checkbox"/> 外出が増えた |
| <input type="checkbox"/> 電話を取るのをためらったり、電話口で困っていたりする | |
| <input type="checkbox"/> 「怖い」「恐ろしい」など不安を訴える | |
| <input type="checkbox"/> 表情・態度が変わった（無表情になった。憂鬱そうな表情になった。口数が減った。目を合わさなくなった。投げやりになった。感情の起伏が激しくなった。など） | |
| <input type="checkbox"/> 年金手帳、預貯金通帳が見当たらない | |
| <input type="checkbox"/> 「お金がない」「お金をとられた」など訴える | <input type="checkbox"/> お金に困っているような様子 |
| <input type="checkbox"/> 見慣れない人が頻繁に出入りする | |
| <input type="checkbox"/> 見慣れないダンボール箱や多くの新しい品物、領収書、名刺などがある | |
| <input type="checkbox"/> 業者と会う日時や支払い日等、カレンダーやメモに不審な書き込みがある | など |

周りの方々の見守
りが重要です！！



●はじめに●

～ご家族、介護ヘルパー、民生委員、ご近所の皆さんへ～

組織犯罪集団が敢行する詐欺行為には様々なものがありますが、その中でも、最も深刻な被害をもたらしているのは、いわゆる「特殊詐欺」です。

報道等でも特集が組まれ、注意喚起がなされていますが、警察庁の調査によれば、平成29年の認知件数は約1万8200件、被害総額は約309億3000万円に上りました。被害総額ピークは平成26年度ですがその認知件数・およその被害総額はともに高止まりしており、その被害は高齢者を中心として全国的に広がっているのが現状です。

私たち弁護士は、高齢者の特殊詐欺被害や消費者被害を少しでも防止するため、今回、ご家族、介護ヘルパーの皆さん、在宅介護事業者、ケアマネージャー、ご近所の皆さんに、少しでも早く高齢者の被害の兆候をつかみ、被害防止を図るため、本マニュアルを作成しました。

日々の高齢者の介護は大変だと思います。また、このような高齢者の特殊詐欺被害や消費者被害の防止にご協力を願いすることは日々のお仕事の負担とならないか、心を痛めています。

皆さんの力をすべて合わせ、地域全体で対策を講じる他、有効な被害防止の手段は見いだしがたい状況です。

弁護士も皆さんと協力し、被害防止に取り組んで参りますのでご協力を願います。

表紙のような兆候があつたら…

このように対応しましょう！

- ご本人に事情を聞いてみてください
- 特殊詐欺・悪質商法が疑われる場合は、すぐに地域包括支援センター、市役所相談窓口へご相談ください
- 一人暮らしのお年寄りには特に声かけをお願いします
- 一人での相談が不安な方には、付き添っていただけると相談しやすいようです

●高齢者被害の特徴●

「自分だけは大丈夫」と思っていませんか？

年々、巧妙になる金融犯罪。高齢者を標的とする詐欺事件。

犯人はあなたの隙を狙っています。

オレオレ詐欺、還付金詐欺、警察官等をかたる詐欺…。

ニュースで耳にする高齢者詐欺の被害は年々拡大し、深刻な社会問題となっています。

【特徴①】 だまされたことに気づきにくい

「私はだまされない」と言う方も、実は、高額な契約をさせられている場合があります。悪質業者は優しい言葉で近寄ってきて、高齢者の話し相手になってくれます。親しくなった販売員を慕って契約するケースもあります。

疑うことを前提としない高齢者の中には、まさか自分がだまされているとは気づかないことが多いのです。

【特徴②】 被害にあっても誰にも相談しない

被害にあったと自覚している方でも、誰にも相談しない場合が少なくありません。被害にあったことを恥ずかしく思い、迷惑をかけたくない、だまされた自分が悪いと自らを責める方もいます。また、悪質業者の中には、巧みなセールストークで不安をあおったり、「誰にも言ってはいけない」と口止めをするケースもあります。



● 被害にあわないための7か条 ●

- ①見知らぬ来訪者は家に入れない
- ②知らない人に個人情報を教えない
- ③いらないものは「いいません！」ときっぱりと断る
- ④契約する前に契約書や説明をよく読んで、気乗りしないときは契約しない
- ⑤その場で契約しない、その場でお金を渡さない
- ⑥家族、友人、ヘルパーさん、消費生活相談窓口にすぐ相談する
- ⑦留守番電話機能や番号表示サービス、着信拒否機能などを活用する

コピーして、高齢者のお宅に配布してください

●高齢者被害の実態●

振り込め詐欺等の手口は多様化・巧妙化し、大きな社会問題となっています。「自分だけは大丈夫」と油断せず、それぞれの特徴をしっかりと頭に入れて、いざという時のために備えましょう。主な被害態様を紹介します。

① オレオレ詐欺

子どもや孫などになりすまして電話し、交通事故やトラブルの示談金などの名目で「至急お金が必要」などと言って、言葉巧みにお金をだまし取る手口です。最近は、子どもや孫だけでなく、弁護士や警察官を装う等共犯者も登場し、劇そのもの。その手口も悪質になっています。

※以前は資金を振り込ませていましたが、現在はその大半が金融機関窓口で現金を払い戻しのうえ、犯人に手渡す「現金手交型」 やレターパック・宅配便等で送付する「現金送付型」です。

※犯人側は、名簿を入手しているため、あなたの名前・住所・生年月日・職業等を知っている可能性があります。

※「お金が必要だ」という電話をかけてくる前に、「風邪をひいてのどの調子が悪い」「携帯電話の番号が変わった」と電話してくるケースが多くあります。

※主なトラブル例としては、「会社の小切手が入ったカバンをなくした」「会社のお金を使い込んだ」「女性を妊娠させた」「借金の返済が必要」などがあります。

※弁護士や警察官、会社の上司になりすまして複数の人から電話してくるケースが大半です。

※上司や同僚を名乗る人物が代理として現金を受け取りに来ます。



金融機関で現金を払い戻す際、ウソの使い道を答えるよう犯人は誘導します。

※「リフォーム代」「冠婚葬祭」「自宅金庫への保管」などの使途がよく使われます。



- 家族を名乗る不審な電話、特に「携帯電話の番号が変わった」という電話には注意が必要です。必ず元の電話番号に電話をかけて確認してみましょう。
- 連絡してきた相手に家族しか知らないこと(例:ペットの名前)を言わせることや事前に家族で合言葉を決めておくことも有効です。
- 自分ひとりで判断せず、お金を払ったり振り込んだりする前に、必ず、家族に相談しましょう。
- 金融機関の窓口担当者からの声かけには、ぜひ耳を傾けてください。

こんな対策も有効です！！
↓ ↓ ↓ ↓ ↓

特殊詐欺防止のテクニック！

- ・電話機のところに、子どもや孫の誕生日を書きましょう
- ・息子や孫を名乗る者から電話があり、「お金がほしい」と言われたら、生年月日を確認しましょう。
『おまえの誕生日はいつか？』

メモ	お名前	昭和・平成	年	月	日生
長男()		昭和・平成	年	月	日生
次男()		昭和・平成	年	月	日生
長女()		昭和・平成	年	月	日生
孫 ()		昭和・平成	年	月	日生
孫 ()		昭和・平成	年	月	日生
孫 ()		昭和・平成	年	月	日生

間違えたら電話を切りましょう

② 架空請求詐欺

ダイレクトメール等を利用して架空の料金を請求し、現金をだましとる犯罪です。最近では、「名義貸し」等のトラブル解決を理由に現金をだましとる手口も多く発生しています。

Q. どんな手口があるの？

●身覚えのない料金の請求

「サイト利用料金が未納のため法的手段に訴える」等のハガキやメールが届き、発信元に連絡をとると、様々な名目で多額の料金が請求されます。
※「本日中であれば間に合う」「支払わないと裁判になる」等と切迫した心理状況に追い込まれます。

実際送付されたハガキを以下に紹介します。

↓ ↓ ↓ ↓ ↓

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号（わ）●●● 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきます様お願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年3月21日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター
東京都千代田区霞が関2丁目1番9号
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-5830-●●●
受付時間 9:00~20:00(日、祝日を除く)

③ なりすまし詐欺

警察官や銀行員、銀行協会職員、金融庁職員等になりすまし、カードや現金をだましとる犯罪です。

中には、市役所職員や弁護士を語ることもあります。

Q. どんな手口があるの？

●警察官や銀行協会職員などと名乗り、電話で言葉巧みに暗証番号を聞き出した後、直接自宅を訪問し、カードをだましとります。

●犯人は、暗証番号を聞き出すため、次のような電話をかけてきます。

「あなたのカードが犯罪に利用されています」

「あなたの情報が流出しています」

「詐欺犯が逮捕され、押収した名簿の中にあなたの名前がありました」

●カードを安全に保管するよう言われ、封筒に入れたあと、他の封筒とすりかえられ、カードを盗まれる被害も発生しています。

●「安全のため預金の預け替えが必要」と言って、銀行から預金を引き出させた後、預金をだましとる手口もあります。

Q. 予防策は？

●カードの暗唱番号は、絶対に他人に教えないようにしましょう。

※警察官、銀行協会職員、金融庁職員等が暗唱番号を尋ねることはあります。

※銀行員が電話や店舗外で暗証番号を尋ねることはあります。

●不審な電話があった場合は、いったん電話を切り、包括支援センター、市役所、弁護士、警察や金融機関に電話して確認してみましょう。

●自宅にカードや現金をとりにきても、絶対に渡さないようにしましょう。

④ 還付金詐欺

保険料や税金の還付金があると電話し、ATMに誘導して、携帯電話でATMの操作を指示し、お金を振り込ませます。

Q. どんな手口があるの？

●市区町村や年金事務所、税務署等の職員を装って電話をかけ、医療費、保険料、税金の還付名目でATMに誘導されます。

※「医療費返還の書類を送ったが、期日を過ぎても返信がないので電話した」と事前に通知していることを装います。

※「今日中に手続きが必要」等とせかします。

※主に、金融機関の無人ATMやコンビニATMに誘導します。

●「お客様番号」等として6桁の数字を教え、ATM操作中にその番号を入力するよう指示します(6桁の数字がそのまま被害金額となります)。

※銀行員や銀行のコールセンターをかたり、ATM操作を誘導するケースもあります。

Q. 予防策は？

●医療費等の還付金を金融機関やコンビニのATMで受け取れることは絶対にありませんので注意しましょう。

●還付手続きの案内は書面で行っており、電話で案内をすることはありませんので注意しましょう。

●金融機関が、還付金の案内やATM操作を依頼することは絶対にありません。

⑤ 「名義貸し」のトラブル解決をかたる詐欺

電話等で「未公開株式」や「法人の社債」の購入権利、あるいは、「老人ホーム」の住居権利等の「名義貸し」を依頼されます。承諾すると、「名義貸しは犯罪」「インサイダー取引になる」等と脅迫され、トラブル解決を理由に現金を請求されます。

※犯人から「内密に対処するため誰にも話してはいけないと口止めされます。
※現金の受け渡し方法として、レターパックや宅配便等で郵送させるケースが多くあります。



- 匿名でもかまいませんので、困ったら地域包括支援センター、市役所、弁護士、警察や銀行窓口等にご相談ください(請求者の電話番号、メール等の連絡先に絶対に問い合わせてはいけません)
- レターパックや宅配便等で現金を送ってはいけません。
- 「名義を貸してくれたら謝礼を払います」等の甘い話には乗らないようにしましょう。

⑥ 融資保証金詐欺

ダイレクトメール等で融資を案内し、申し込んだ人に対して「保証金が必要」と言って先にお金を振り込ませる手口です。

Q. どんな手口があるの？

- 実際には融資をしないにも関わらず、融資する旨の広告(ダイレクトメール・電話・ネット広告・FAX等)を行い、申込者に対し、「保証金」等を名目に現金を振り込ませてだましとります。

※「保証金は返還する」との言葉を信じ、現金を振り込むと相手と連絡がとれなくなります。

※銀行に似た名称で融資の勧誘を行う等、実在する金融機関や資金業者を装うケースもあります。

Q. 予防策は？

- 正規の資金業者や金融機関は、電話等の申し込みに対して、必ず本人確認書類等の郵送を依頼します。電話一本だけで融資を実行することはありませんので注意しましょう。

- 正規の資金業者や金融機関は、どのような名目であれ、融資を前提に現金の振り込みを求める事はありませんので注意しましょう。

- 「低金利」「保証人不要」「電話でOK」等の甘い言葉には注意しましょう。

- 不審な電話があった場合は、いったん電話を切り、地域包括支援センター、市役所、弁護士、警察や金融機関に電話して確認しましょう。

⑦ 健康食品の定期購入

お試し価格につられて健康食品を購入したところ、翌月にも商品が届き、業者に問い合わせると、定期購入を申し込んだことになっていた。

Q. 予防策は？



- 申込みの際は購入・返品条件等を十分確認しましょう！
- お試し価格での購入は、定期購入の申込みが条件となっている場合がありますので、注意が必要です。
- 地域包括支援センター、市役所、弁護士、警察にすぐ相談しましょう。

⑧ 点検商法

屋根、耐震性、水道、シロアリなどの無料点検をうたって、工事費用や商品代金を請求します。

Q. どんな手口があるの？

- 無料点検といって突然訪問し、「このままでは危険だ」などと不安をあります。
- 家族に相談させず、その場で高額な商品の購入など、必要のない契約を迫ります。
- 勝手に作業をして、後から法外な料金の請求をする場合もあります。

Q. 予防策は？

- 契約や購入を迫られても、不要ならきっぱりと断りましょう！
- 慌ててその場で判断せず、家族や周りの人に相談しましょう。
- 訪問販売の場合、8日間は無条件で解約(クーリング・オフ)できます。
また、8日間を過ぎても、解約できる場合があります。
- 地域包括支援センター、市役所、弁護士、警察にすぐ相談しましょう。

⑨ 訪問購入

「不要な衣服や靴を買い取ります」と勧誘し、承諾すると、本来の目的である「貴金属」の買取りを強く迫り、安値で買い取られてしまいます。

Q. 予防策は？

- サービス内容・解約条件等を確認し、慎重に契約しましょう！
- 業者が来訪する際には、一人で対応しないで、家族などに同席してもらいましょう。
- 買取り業者は契約時に法律的に有効な契約書等を交付する義務があります。書面を交付しない業者とは契約しないようにしましょう。
また、8日間は無条件で解約(クーリング・オフ)ができ、この期間内は商品の引渡しを拒否することができます。
- セールストークをうのみにしないようにしましょう。
- 地域包括支援センター、市役所、弁護士、警察にすぐ相談しましょう。

不審な勧誘は、きっぱりと
断りましょう！





～高齢者消費者被害 ヒヤリ・ハット メモ～

- 急に、布団が増えた
→布団押しつけ販売の可能性
- わけの判らないダンボール箱がある
→健康食品の押しつけ販売の可能性
- 無料バス旅行のチラシがあり、日帰り旅行に出掛ける
→多額の商品を無理矢理買わされる被害大(新手のSF商法)
- 預金通帳を探す
→オレオレ詐欺等特殊詐欺の兆候
- 銀行印をさがす
→オレオレ詐欺等特殊詐欺の兆候
- 太陽光発電のチラシがある
→投資詐欺の可能性
- 外国通貨の話が突然でる
→投資詐欺の可能性
- インターネット料金のお知らせ
→架空請求詐欺の可能性
- アダルトサイト料金のお知らせ
→架空請求詐欺の可能性